

儒学提挙司の起源と変遷

兼論宋金の学校管理

櫻井智美

前 言

中国の歴代官制において、学校に係わる官が本格的に現れるのは、宋代からである。宋初、地方学校が整備され、官吏任用に学校制度が導入されたのをきっかけとして、多くの学官が現れ、また、それを管理する組織や官が現れた。さらに、科挙制度が体系的に整備され、学校が官吏任用システムに組み込まれる。このような点が研究・評価の対象となり、宋代は官吏任用制度における一大画期であるとして、長く注目を集めてきた。一方、元代においても科挙は行われ、地方学校だけでなく、書院を含めて地方教育機関が体系化される等、宋代の政策を継承し発展させるような施策がとられている。しかし、末端組織である学校と中央の政権がいったいどのようにつながるのかということ、また、科挙と学校の結びつき等に関しては、研究の厚い宋代とは異なり、元代に関しては、まとまった研究はあまり行われていない。これまでの研究は、科挙制度とその実施の背景、或いは、学校教育それ自体に重点を置くものが多く、任用に関しても吏人から官員への昇進ルート等に注目が集まるなど、学校管理組織そのものを正面からとりあげることはなかった。その様相の解明には、元代の地方学校の管理責任を負うべき機関、儒学提挙司について考察することが必要だと考え、以前拙稿でも触れたことがある¹⁾。

元代の基本資料である『元史』巻91「百官志7」において、儒学提挙司は、

儒學提舉司、秩從五品。各處行省署する所の地、皆一司を置き、諸そ路・府・州・縣

學校の祭祀・教養・錢糧の事、及び著述・文字を考校・呈進するを統ぶ。司ごとに提舉一員、從五品、副提舉一員、從七品、吏目一人、司吏二人。

と規定される。ここから、各行省の所在地に置かれた儒学提挙司は、各級地方学校における祭祀・教育・錢糧のこと、そして、著作物の校訂や官庁への呈進など諸事務を司ったことがわかる²⁾。本稿では、元代にこのような仕事を行った儒学提挙司の起源と、成立の過程を詳細に探り、中国歴代の学校管理制度における位置づけを行う。

儒学提挙司の起源

1. 北宋

儒学提挙司に類する官の起源を探ると、「提挙」と名がつく官庁が多数設けられた北宋時代にさかのぼることができる。徽宗崇寧年間(1102-1106)から宣和3年(1121)にかけて設置された提挙学事司は、路を単位として地方学校を巡回し、教師の質や生徒の学習状況を監督する任にあたった³⁾。それ以前には、地方学校を専門に監察する役職は設けられず、各路の転運司等監察官のうちの1人がその役目を兼ねていた。ここに到って、その方面の任務を強化するために、路には専任の提挙学事司が設けられ、すでに規定されていた、各府州の長式以下官人が「管勾学事」を兼ねる方策、すなわち、当地の学校の試験その他の責任を負うことが、徹底されていった⁴⁾。これらの制度改革は、蔡京の建議を契機として実施に移されたものである⁵⁾。

特に、ここで問題とする提挙学事司は、地方における三舎法の縮小に伴って廃止されたという経緯を持ち⁶⁾、徽宗・蔡京による一連の学校改革の中に位置づけられる。三舎法の大枠は、中央の太学から府州学に到るまでを縦につなぎ、優秀な学生を順次上級学校へ送ることであり、各級学校間の学官・学生の昇級を管理したのが、他ならぬ提挙学事司であった。徽宗時期の教育改革については、その理念の先進性を高く評価する意見もあり⁷⁾、提挙学事司はその中でも地方学校に三舎法を拡大する際の不可欠な要素となっていたのである。このような人事管理を担う提挙学事司の性格は、元代の儒学提挙に類似する。

2. 南宋

宣和年間(1119-1125)に廃止された専任の提挙学事司は、実質的なかたちとしては、南宋でも金でも設けられることがなかった。南宋に提挙学事司が存在したのかどうかについては、長らく議論されてきており、専任の機関が一貫して設けられたとする意見や、兼任であり詳細はわからないとする意見があった⁸⁾。ここでもう一度『宋會要』等の記録を見直していくと、地方学校の管理機構としては、元符年間(1098-1100)以来の仕組み、すなわち、路の監察官の1人が学事の提挙を兼ねる方式が採用されたことがわかる。つまり、「兼提挙某所学事」の身分は見られるが、専任の提挙学事官は設けられなかったのである⁹⁾。また、地方学校の直接の運営には州県の地方官があたるという、やはり宣和年間に廃止された方法が再び採用され¹⁰⁾、紹興年間(1131-1162)には、府州軍の地方官は「主管学事」の肩書きを帯びるようになり、少なくとも淳熙初(1174-1189)までは踏襲された。地方官がその地の学校について責任を持つことは、当たり前のことととらえられたためか、肩書きとして「主管学事」とは明らかには述べられない場合も多い。これは、教育や廟学について述べる際、或いは自らが学問・儒教や学校に関わることを強調する目的がある場合に

のみ、学事を主管している旨を明記しているためであると考えられる。淳熙以降にほとんど見られないことについては、さらに追究の余地があるが¹¹⁾、今のところ、政府の学校に対する姿勢、あるいは地方官の学校に対する考え方に変化があったのではないかと考える¹²⁾。

3. 金

金においても、「提挙学校官」という、儒学提挙司と名称が類似した官が見られる。金初期の史料では、学校を管理する官に対する決まった名称は見えず、明昌年間(1190-1195)からこの名称が定着している。やはり、地方学校を管轄するという意味では北宋の提挙学事司を継承しており、地方学への入学試験に関わるという規定があった。中央の太学で礼部が管轄する仕事を、州府の学校では提挙学校・学官が取り扱ったのである¹³⁾。しかし、北宋で路ごとに置かれたのとは異なり各府州或いは府州学ごとに、教官とは別の提挙学校官が設けられたようである¹⁴⁾。例えば、陸増祥『八瓊室金石補正』巻126「京兆府提學所帖碑」からは、提学所が京兆府と京兆府学の間に位置づけられ、行政と学校の間が存在する事務的手続きを行っていたことがわかる¹⁵⁾。このような明確な提挙所の存在は、古くから発展してきた京兆府のように学問組織が発達したところに関する規定しか、現在見るができない。他の地方では、実際には、専任の提挙学校官はほとんど見られず、南宋の場合とも異なり、節度使や防禦州・運司の官など地方の正官の一部が兼官して、特に学校の事務の責任を負っていた¹⁶⁾。金末になっても、儒学の才能によって採用された者たちは、概ね提挙職を兼任した¹⁷⁾。

華北における提挙学校官と大都提挙学校所

1. クビライ即位以前

さて、次に考えるべきは、宋代や金代に設置された上述の官衙や地方官による兼官が、元代

に広く見られる儒学提挙司の直接の起源、或いはモデルとなったのかどうか、そして、仮にそうなら、どのような関連性が見られるのかであろう。少なくとも名称に関して言えば、北宋の提挙学事司とは異なるし、府州官の兼官としての「管勾学事」や「主管学事」とも違う。金代に用いられた提挙学校官という名称だけが、そのままモンゴルに採用されているのである。このような問題を念頭に置きつつ、まず、モンゴルが金を滅ぼした後の華北の様子を考察してみたい。その提挙学校官について述べる比較的古い規定として、

舊例、外路學校、教授一員、別には另設の提舉學校の職名無く、止だ是れ隨路府州の長貳或いは運司の文資官兼充す¹⁸⁾。

とある。これは、至元6年(1269)の記事の一部であり、周知の通り、至元初期の制度資料に現れる「旧例」は金代後期のことを指す場合が多い。こここの「旧例」もその可能性が高く、至元年間まで何らかの意味を持つ規定として生きていたのであろう。ただ、これがモンゴル時代初期について述べる可能性も否定できない。具体的な時期を特定するのは不可能だが、およそ金代後期からモンゴル初期については、正式な提挙学校は存在しなかったといえよう。それにも関わらず、史料上、同期間に提挙官となった例が見られる。例えば、1210年代に、宋子貞は東平の軍閥嚴實のもと、詳議官として東平路の提挙学校を兼ね、また、1255年には、許衡が京兆提挙に推薦されている¹⁹⁾。つまり、金末からモンゴル初期にかけて、提挙学校官が個別的ではあれ設置され続けてきたのである。むしろ、すべての地方に一律に置かれたとは考えにくく、それぞれの提挙官は兼官も含めて、持ちうる権限や地域の範囲もまちまちであった。

2. 提挙学校官の整備

1260年、世祖クビライが即位し、華北に数多くの官庁がつくられていく。その過程における中統2年(1261)、提挙学校官の制度が初めて整備される。これ以降の提挙学校官や儒学提挙

司の沿革については、森田憲司氏がすでに浙東を中心に論じているが²⁰⁾、漢地全体を網羅する目的で、ここで再びその整備の流れをまとめ、それぞれが持つ意味について考える。まず、華北における初めての提挙学校官の設置は、初代翰林学士承旨となる王鶚の提案による。中統2年7月27日、王鶚をはじめとする翰林院の諸官が任命されると、王鶚は最初に提挙学校官の任命を提案するのである²¹⁾。この提案を受けて、翌8月に提挙学校官設置の聖旨が出される。

中統二年八月、欽んで奉じたる聖旨に、諸路學校久しく廢し、以て人材を作成する無し。今擬すらくは、博學洽聞の士を選びて以て之を教導せしめ、某人に據きては某處提舉學校官に充つべし。凡そ諸生の進修せる者は、仍お高業儒生を教授に選び、厳しく訓誨を加え、務めて成材を要め、以て他日選擢の用に備う。仍お仰せて各路の官司は、常切に主領敦勸し、宜しく令すべし。此を准けられよ²²⁾。

として、学校教育の復興が掲げられ、そのなかで提挙学校官の設置もうたわれている。さらに、1ヶ月後の9月癸未に、王萬慶や敬鉉ら30人の人員配置が決定したようだ²³⁾。この経過をみると、新たに作られた翰林国史院が提挙学校官の設置に直接結びついていることが明らかであり、漢地の文化を代表する組織が教育機関の復活を宣言したという位置づけが可能であろう。この時提挙官に就いたと思しき人物のうち今名前が伝わるのは、実は王萬慶と敬鉉だけである。そのため、当時の施策が実行に移されなかったのかとの疑問も生ずる。しかし、8年後の至元6年には、定員外の提挙官が設けられている事態に対して、提挙官の整理が命じられてさえることからみても²⁴⁾、この後提挙学校官が多数設けられたのは事実であろう。

当時の提挙学校官の任務にはわからないが、地方学校の振興という点で、北宋から金代と大きな変化はなかったと思われる。しかし、行政区画の変化に注目すると、北宋時代には監察単位として存在していた路という名称は、す

でに細分化した行政単位に冠せられる名称に変化しており、地方を広域かつ客観的に監察する存在としての提挙官は過去のものとなっている。それとは別に、金代の「地方官の兼官する提挙官」という時期を経て、提挙学校官は地方学校の事務仕事を扱う官として、地方官の中でも、時には学校組織の中でも別段高い位置にはない官とする認識が強くなっていった²⁵⁾。このため、提挙学校官の名前は断片的にしか、史料に遺されていないのである²⁶⁾。

儒学提挙司の成立

1. 衙門の成立

本稿では、ここまで、名称が儒学提挙司と類似する官について論じてきた。それらと儒学提挙司がどのような関係にあるのか述べる前に、儒学提挙司自体の沿革についても論じなければならない。ここで、儒学提挙司設立の流れを、江浙行省（江淮行省）治下を中心に論じていくことを断っておきたい。これは、この地域については、森田氏が紹介した『廟學典禮』中に比較の詳細な記録が存在するし、実際に当時儒学提挙司が最も活発に機能していたと考えられるからである。まずは、まとまった記述である『至正金陵新志』巻6「歴代官制」をみてみよう。

江東道儒學提舉司，五品衙門，印有り。提舉・副提舉各の一員，首領官都目一員を設く。初め至元二十一年，建康路提舉學校官を設け，教授と同一に學事を管す。二十三年四月，革罷し，改めて江東道儒學提舉司衙門を設く。二十四年二月十五日，各道儒學提舉司を設け，提舉司を將て革罷し，江東道儒學提舉李浩・副提舉郭某路學に司を置く。三十一年，隨省に儒學提舉司を設立し，各路儒學を總攝し，江東道提舉司は元貞元年二月内に革罷す。

と概略が述べられる。ここで挙げられる路の提挙学校官、及び道・省における儒学提挙司の設置年は、すべて浙東の例とは異なっている²⁷⁾。もう少し別の例を挙げて比較していくと、至元

19年にはすでに、道の儒学提挙との重複を理由に、路の提挙学校官は廃止するようという規定が見られた²⁸⁾。しかし、路の提挙学校官が21年に設けられたという記事が、この『金陵新志』に見られる。つまり、この19年の規定の適用はゆるやかなものであり²⁹⁾、或いは、それがほぼ完成するには少し時間が必要だったということになる。

では、その新しく設けられた道の儒学提挙司についてはどうだろうか。設立の明文は現在見ることはできないが、浙東道では至元17年、浙西では18年、そしてこの江東では23年となっている。江西では至元17年に初めて設置されたよう³⁰⁾、概ね至元10年代の後半に、順次設置されていったと見られる。19年、路の提挙学校官廃止の際には、儒学提挙司のものと提管・糾弾・司計という官も同時に廃止されており、無駄な人員の整理も併せて行われたのである³¹⁾。

そのご至元21年には儒学提挙司は一時的に廃止され、学校に関する事務を路府州司県に移管した³²⁾。これは、折からの冗官問題とも関連しつつ、学校内でも儒学提挙がうまく機能せず質の悪い教官が増えたための措置であるという。この法令に対する各地の対応はさまざまで、浙東道では至元19年以来提挙浙東学校事となっていた孔洙が確かに罷免されているが、江東建康道のように、至元23年になって初めて提挙が任命された所もある³³⁾。結局のところ、この時期までの儒学提挙司の設立・廃止は、全地域一律に行われた措置ではなかったと言えそうである。

至元21年の儒学提挙廃止案に対しては、すぐに反対意見が出された。例えば、当時浙西儒学提挙の地位にあった葉季は、提挙司を復活させるよう請うているし³⁴⁾、この時期すでに江南出身者には珍しく中央政界にいた程鉅夫は、儒学提挙司については直接ふれないものの、学校の復興に関わる文章を奏上している³⁵⁾。そのような儒学提挙司の待望論を受けて、24年になって、監察単位として提刑按察司が置かれていた江淮の11道に³⁶⁾儒学提挙司が設置されるのである。

2. 南宋接收直後の儒学提挙

モンゴルが江南を領土に入れた直後、儒学提挙司の衙門が設けられる前から儒学提挙に任命された人物がいた。彼らは、衙門としての役割が規定される至元24年より以前に任官しており、その役割は、自然、制度確立後とは違う特別な側面を持っていた。そもそも、彼らの任命の背後には、南宋時代の提挙学事という職名・制度があった。『程雪樓先生文集』巻16「監察御史蕭則平墓誌銘」では、至元16～18年頃のこととして、

頃ごろ余禁林に在り、吏の諸道提舉學事の姓名を以て來る。中に蕭某、年若干なるもの有り。……

とあり、程鉅夫は宋代の職名を使って記述している。政権が交代し制度が移行する中で、儒学提挙という新しい名称はまだ普遍的ではなかったようだ。儒学提挙司衙門の設置は、最も早い浙東道でも至元17年のできごとであり、恐らく、宋末に路の提挙学事官を兼ねていた者で、そのままモンゴルの任命する道の儒学提挙や路の提挙学事官（提挙）にスライドした者もいただろう。特に、元の道は南宋の路と、範囲や監察単位としての位置づけがほぼ等しく、路の提挙学事官と道の儒学提挙司の間には、直接の継承関係が想定できる³⁷⁾。そのような中、18年の衙門成立を待たずに浙西道儒学提挙という初めての儒学提挙に任命されたのが、先にあげた杭州出身の葉李であった。彼は、杭州がモンゴルの手に落ちると隠居して行省や監司の推挙になかなか応じなかったが、至元14年になり、御史大夫相威の推挙を受け、浙西道儒学提挙に任命された³⁸⁾。それから10年程後、程鉅夫が江南に遺逸・賢良を探して、推挙すべき人を伴って大都に戻った際に、同行して初めて大都に赴き、翌24年に御史中丞に遷り商議中書省事を兼ねることになった。10年もの間、葉李は中央に赴かめまま浙西道儒学提挙であり続けた。

葉李はおもしろい経歴の持ち主であった。宋末、他の太学生とともに宰相賈似道を批判する上書を行い、賈似道に誣告されたのである。賈

似道が敗れて、葉李の罪が晴れたところに、モンゴルの度々の推挙を受けた。国を欺いた賈似道を批判したことは、士人たちの大きな関心事であり、共感する者も多かったはずである。そのような人物こそ、モンゴルが最も欲しかった人材に違いない。そこで、手をかえ品をかえ職を授けて彼の任官を促し、彼がやっと納得して受けた官が儒学提挙だった。もと太学生に過ぎない葉李に5品の官を授けるのは大奮発であったが、「儒学」という直接的なことばを含む新しい官職は、彼への称賛を表明するのに最も適した官職であったことだろう。

そのご至元18年に衙門ができると、葉李は大きな仕事として儒戸の認定を引き受けた。儒戸の選別は華北については至元13年に試験によって行われたが、新たな領地となった江南については新たに戸籍を作成する必要があった³⁹⁾。儒戸の認定が重要視されるのは、それが直接さまざまな差徭の免除に繋がるからで、儒戸認定の実施は、政権から見れば儒学優遇の大きな宣伝となったはずである⁴⁰⁾。儒学提挙となった葉李は、その戸籍作りの責任を請け負ったのである。『廟學典禮』巻3「儒戸照歸附初籍並葉提舉續置儒籍抄戸」及び「儒戸照抄戸手收入籍」はどちらも至元28年の文章であり、儒戸認定の問題点とその解決策が述べられている。そのどちらにも、至元18年に葉李が杭州路で儒戸の籍冊を作成したことが明記される。後者には、儒学提挙司の正式設立後でさえ、

至元二十四年儒學提舉司を設立するも、止だ各學官吏此に將到せる在學行供人員に憑り、提舉司に供報して禮もて上して須知す。とあり、儒戸の認定が初期の儒学提挙司の責任下におかれたことがわかる。南宋から元への移行期の儒学提挙には、このような特別な意義づけができるのである。

3. 儒学提挙司の正式成立

至元24年の儒学提挙司設立の記録は、『元史』巻14「世祖本紀11」閏2月辛未（10日）の条に示されている。同じ日に行われた施策と合わせ

て提示する。

辛未、復た尚書省を置くを以て天下に詔す。行省は中書と議行するを除き、餘は並びに尚書省從便に以聞するを聽す。國子監を設けて、國學監官を立つ。祭酒一員、司業二員、監丞一員、學官博士二員、助教四員、生員百二十人、蒙古・漢人各の半ばし、官は紙箭・飲食を給し、仍お集賢院に隸す。江南各道儒學提舉司を設く⁴¹⁾。

ここからわかる事実でいくつか注目したい点がある。まずは、儒学提挙司の設置が中央の国子監の設立と同じ日に行われたことである。もちろん、国子監はそれまでも何度か整備されてきたが、この24年以降本格的に運用されていく。程鉅夫が唱えた教育の復活は、現実には、中央と地方が足並みをそろえた形で、宣言されることになったのである⁴²⁾。また、儒学提挙司が江南にのみ設置されたことも注目される。それまで、少なくとも路の提挙学校官に関しては、地域を限らず設置されている様子が見られた。江南だけの儒学提挙司という構図は、とりもなおさず、この組織がこの時期の江南に対してのみ必要とされたからに他ならない。後に、江南以外の旧金支配地域などにも少ないながら儒学提挙司が置かれたことがあるが⁴³⁾、それは、宋以来金を経て華北で行われた学校管理の官とは、明らかに流れを異にし、江南に置かれた儒学提挙が敷衍されたものだと言えるのである⁴⁴⁾。

さらに、至元24年2月から閏2月にかけての政策決定の流れを詳細に見ていきたい。この時の経緯を表す史料に、『大元聖政國朝典章』巻31「禮部4」學校、儒學「立儒學提舉司」と⁴⁵⁾、『廟學典禮』巻2「左丞葉李奏、立太學、設提舉司、及路教遷轉格例、儒戶免差」及び同巻「學校事宜、儒戶免差、贍學糧子」という3種が存在する。それぞれ至元24年閏2月、同年2月15日及び4月⁴⁶⁾という日付の文章である。それらを対照させると、尚書左丞になっていた葉李が2月15日に奏上したところ、その内容について皇帝からさらに検討することを求める答えが出され、20日には翰林院・集賢院の南北諸

儒による話し合いが開かれる。それを踏まえて、閏2月10日に柳林にいた皇帝に再び上奏がなされ、皇帝の了解を得て、国子監や儒学提挙司に関する施策が実施に移されることになった。『元史』本紀や『元典章』の日付は皇帝の最後の裁可日にかけてられているのである⁴⁷⁾。

さらに、3つの文章を比較すると、詳細な項目として、少なくとも7款が閏2月10日に規定されたことがわかる。第1～3款が国子監に関する規定、第4・5款が儒学提挙司の設立に関する規定、第6款が儒人の差役免除に関する規定、最後が学校の錢糧に関する規定である⁴⁸⁾。後4款のみをのせる『元典章』からは、儒学提挙司を建てるのを目的に出された規定のようにとれるが、3つの文章を総合すると、皇帝の興味は中央・地方の両方に注がれ、その中で地方には儒学提挙司が整備されたことがわかる。一方、『廟學典禮』では、江南出身の程鉅夫と葉李がともに上奏したことが強調される。葉李は当時は尚書省の一員であり、悪名高い桑哥のもとにいながら、実は教育機関の整備に大きな役割を果たしていた。そのことを賞賛する方向で編集されているようでもある。

いずれにせよ、ここでは、提刑按察司が置かれていた江淮の11道に儒学提挙司を設置し、儒学提挙(従5品)1員、副提挙(正7品)1員を置くこと、成材(有用な人物になる素質がある)の者は太学に、茂異(普通の者より何かとりたてて優れている⁴⁹⁾)の者は集賢院へ報告すること、の2点が定められたのである。儒学提挙司の正式な出発は、やはりこの時点と見なければならぬ。

そのご、百官志の記事にもあるように、元貞元年5月7日付で、道ごとに置かれていた儒学提挙司を、それぞれの省の治所1ヶ所だけに減らすことが規定される⁵⁰⁾。もう一度『至正金陵新志』に「三十一年、隨省設立儒學提舉司、總攝各路儒學」とあったのを見れば、至元31年4月の成宗テムル即位を契機としてそれぞれの行省に儒学提挙司が建てられはじめ、元貞元年に到って道ごとの儒学提挙司の廃止が完了したと

言えるだろう。そして、この規定は、実際に江南が混乱の状を呈する元末まできっちりと守られていくことになる。

4. 儒学提挙司の位置

では、元代の儒学提挙司の位置についてまとめてみよう。まず、なぜ前の時代と異なり「儒学」という名称が出てきたかという点について。その理由としては「儒学」と対置される学校の存在が想定されたことが挙げられる。例えば、至元8年に設置された蒙古学は、漢地の人々に蒙古字を教える学校であり、そこには、学校を管理する提挙学校官が、儒学提挙とは関わりなく設置され続けた⁵¹⁾。蒙古学など各種学校の存在は「儒学」の相対化に繋がっている。別の例をあげれば、蒙古学以上に普遍的に設置されていたと思われる各路の医学について⁵²⁾、その管理官として医学提挙あるいは官医提挙が各省に設置された。学校関係の官庁が多数設けられたことから、冗官問題の温床となったという見方もあるが⁵³⁾、一概に悪いとばかりは言えなさそうである。別角度から見れば、学校に対する積極的な態度の現れとも考えられ、彼らの役割についても、今後詳細な検討が必要とされよう。ここでは、少なくとも、各種学校ごとにそれらを広域に管理する機関が設けられたことに、注意を喚起しておきたい。

そして、儒学提挙司の性格について改めて考えれば、それは華北に設置された提挙学校官とは明らかにその出自・系統を異にすることがわかる。儒学提挙司と名称や仕事内容が類似する官の登場は北宋徽宗にさかのぼる。しかし、直後に金と南宋が領土を分けたことで、それぞれ別の方向に発展していった。路という監察範囲を単位とした提挙学事官は、金では基本的に消滅し、一方で、特定の地方や学校に附属する提挙学校官が生まれ、それが元初華北の提挙学校官に繋がった。北宋～金～元という課程で、路は範囲を縮小して監察単位から行政単位へと変化し、それにつれて、提挙学校官はさらに地方官的な性格を強めていったのである。一方、南

宋の提挙学事官の職務は、地方官ではなく北宋と同じ監察官に兼任され、金に比すればはるかに監司的な性格を持ち続けた。至元中期からいち早く江南に設けられた儒学提挙司は、宋代の路と範囲をほぼ同じくする道という監察単位を基本として、江南を中心に新たに設けられたという点で、監司的な性格を嗣いでいることがわかる。この過程は、柳貫『柳待制文集』巻17「提挙司廳壁題名序」で述べられる様子とも一致する。

序して曰く、提舉學事、古え是の官無し。宋の中世學を建て師を立て、始めて是を用て入銜す。尋で復た省減し、而して轉運使を以て副漑す。其れ程試進黜の要、勸誘有りて、徵令無く、統屬既尊にして、時議稱して學臺と爲す。國朝古を稽え文を右び、制して官名を提舉儒學と定め、乃お專署を得。初めて猶お分けて諸道を須い、後唯だ行中書の治所のみ合に一司を置くべし。

元代江南の儒学提挙司は、北方の提挙学校官と基本的に系統を異にし、南宋よりさらに機能を強化された専任の衙門として登場したのである。それは、一部江南以外に広がったものの、そこではあまり定着せずして、次の時代を迎えることになる。

結 び

北宋で生まれた学校の管理衙門は、金と南宋という南北分断の中で、それぞれの地域や支配様式に適した方向に進化した。その南北の違いが、そのままモンゴル・元に引き継がれ、中書省区域、いわゆる腹裏に金の制度を受け継いだ路単位の提挙学校官が設けられた一方、江南3省では、南宋の監察単位である路を引き継ぐ道単位で、儒学提挙司が早期に任命されたのである。これは、南北の制度の違いを包含したまま、両者併存を整合的に運営していったモンゴル・元朝の制度運用の特徴を示す一例であろう。

明代に入ると、最初期にみられる「江南儒学提挙司」を除き、「儒学」の名称を冠した官衙

は設けられず、代わって正統元年（1436）に提督学校官が省を単位として派遣された。派遣の形態は監察官としてであり、教育という人事に関わる権限は、宋代以来一貫して監察系統が握っていたことがわかる。その中で、元代に儒学提挙司が行省の属官と定義されること自体に、元代独特の官制が存在したことを想定できよう。そして、そのような監司系統の官が、宋元時代にさまざまな側面で国家経営を支えていたことには、もう少し注意が向けられてしかるべきであろう。

注

- 1) 櫻井1998(49-52ページ)。参考文献は本稿末に一括して掲載する。
- 2) 儒学提挙司に関する代表的な先行研究は、森田1992(68-70ページ)、李2000があった。前者は『廟學典禮』の成立に深く関わったと見られる浙東道儒学提挙司について、その沿革を述べる。後者は行省直属の一機関として、儒学提挙司の職掌をまとめている。その他でも、制度や教育について論じる中で、或いは出版史の一環として、儒学提挙司に簡単にふれた研究はみられた。最近、宮紀子氏は具体的な事例に則して儒学提挙司の役割を論じており、注目すべきである(宮2001)。
- 3) 『宋會要輯稿』(以下『宋會要』)崇儒2之8、崇寧元年8月22日の条には蔡京らの上言として、「每路自朝廷選監司二人提舉知通令差、仍每十日一詣學、監司一歲巡遍所部州學。」とあり、『文獻通考』卷62「職官考16」提舉學事司には、「掌一路州縣學政、歲巡所部以察師儒之優劣・生員之勤惰、而專舉刺之事。崇寧年置、宣和三年罷。」とある。一方、『宋史』卷167「職官志7」提舉學事司では、「崇寧二年置、宣和三年罷。」とあるが、同書本紀では、崇寧4年11月丙辰に置かれたとされるなど、制度の制定と実施にズレがあったようだ。周1996(8-10ページ)を参照。『宋大詔令集』卷157「政事10」学校の各条等から、「提挙學士」という呼称も、当時使われていたとみられる。
- 4) 『續資治通鑑長編』卷518、元符2年11月乙未の条を参照。この時期からの石刻の建立や書物の出版の多くに、「兼管勾學事」を帯びる地方官が関与するのが見られる。
- 5) 『宋會要』崇儒2之7-9。
- 6) 『宋史』卷157「選舉志3」學校試、宣和3年の条に、「詔、罷天下州縣學三舍法、惟太學用之課試。開封府及諸路、並以科學取士。太學官吏及州縣置置學官、凡元豐舊制所有者皆如故。其辟雍官屬及宗學并諸路提舉學事官屬並罷、内外學悉遵元豐成憲。」とあり、『宋會要』崇儒2之31には、「宣和三年四月十日、詔諸路見任官帶管勾學事並罷。」とある。
- 7) Grimm1969は、宋代の提挙學事司を常設の確固とした衙門とはとらえていない(Grimm1976は未見だが、Lee1985によれば不十分な研究であるようだ)。それに対し、Lee1985(李1994)は一時的にせよ監察機関として運用されたこの機関を高く評価している。
- 8) 郭2000(164ページ)を参照。
- 9) 『建炎以來繫年要録』卷149、紹興13年8月丁亥の条に、「詔諸路以有出身監司一員提舉學士。俱無出身、即從上一員兼管。」とある。Lee1985はこれを専任官衙の復活ととらえるが、実際には兼官を指すことが、『宋會要』職官47之28、紹興13年9月20日の条に、「今諸路官司既已選有出身、或從上一員兼提舉官。」とあることよりわかる。『宋會要』崇儒2之37、紹興16年5月4日の条に、「詔諸路提舉學事、委轉運司有出身官一員兼領。如本司官俱無出身、即委從上一員、以禮部有請故也。」とあるのは、『建炎以來繫年要録』卷155、紹興16年5月壬申の条で、「命諸路漕臣兼提舉學事。如本司官俱無出身、即從上一員兼領。用權禮部侍郎游操請也。」と対照すると、轉運使(漕臣)について兼官規定が繰り返されたものにすぎないことがわかる。
- 10) 『宋會要』職官47之28、紹興13年9月20日の条(『建炎以來繫年要録』卷150、紹興13年9月癸酉の条)を参照。南宋ではその責任を明確にするためか、「管勾」ではなく「主管」が用いられる。これは、道觀等の官についても同じである。
- 11) 郭2000(164-169ページ)は、『宋會要』食貨の記事と祝穆『方輿勝覽』卷51の「制司可辟、漕司亦可辟、教官則提舉司之。」という記事を主な根拠と

- して、南宋末まで専任の提挙学事司が置かれたとするが、そこから専任の官が置かれたことは明言できず、また、南宋まで普遍的に継続したとも言えないだろう。
- 12) 韓元吉『南澗甲乙稿』巻9には、これまでの経緯を簡単ではあるが的確に述べ、武臣の守令も明確に兼官を標示するよう求めた文章がある。韓元吉は、それが「措置錢糧・修飭學舍・振擧法令・招集生徒之類、即非干預講説考校之事」という職務を明示するものであると説明しており、それは妥当な考え方であろう。
- 13) 『金史』巻51「選舉志1」進士諸科には、「凡試補學生、太學則禮部主之、州府則以提舉學校・學官主之。曾得府薦及終場舉人、皆免試。」とある。
- 14) 嘉靖『廣平府志』巻5「學校志」は「曲周縣儒學」について、「節文曰、皇廟尊尚儒術、詔自防禦州而上、設學養士如大學。置教授弟子員、且以文儒之臣領提舉之官。曲周既下邑、不得與。」とある。
- 15) 陸耀遹『金石續編』巻20「京兆府提學所帖」(明昌5年)によれば、この内容は、大中祥符元年文宣王贊碑(曲阜をはじめ各地に立てられた碑)の碑陰にあるという。
- 16) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』47冊(中州古籍出版社、1990年)の29ページ「時立愛神道碑」、101ページ「法輪院記」、144ページ「西安府學改建題名碑」他、『八瓊室金石補正』等石刻書にも多数みえる。また、元好問『遺山先生文集』巻17「朝散大夫同知東平府事胡公神道碑」には、「舊制、文資官例提舉學校。」とある。
- 17) 『遺山先生文集』巻32「壽陽縣學記」に、「學校之制、……外及陪京總管大尹府節度使鎮防禦州、亦置教官。生徒多寡、則視州鎮大小爲限員。幕屬之由左選者、率以提舉繫銜。」とある。
- 18) 『廟學典禮』巻1「設提舉學校官及教授」の一部である。「中書史禮部、至元六年十一月初八日劄付該、先准翰林院牒、開坐到隨路見設提舉學校官、呈奉都堂鈞旨、……。奉此、照得、舊例、外路學校、教授一員、別無另設提舉學校職名、止是隨路府州長貳或運司文資官兼充。即目隨路已設提舉學校、欽受宣命及見用從六品印信勾當。公議得、各路提舉學校官、除見欽受宣命人員擬合依舊存設、其餘亦擬行罷去。……」と結論される。
- 19) 蘇天爵『國朝名臣事略』巻10「平章宋公」及び巻8「左丞許文正公」を参照。また、同書巻10「宣慰張公」には、クビライに儒教大宗師の号を勧めた張德輝が、1252年に提挙真定学校についた例が見られる。
- 20) 森田1992(68-70ページ)で論じられた内容を年表にすると以下ようになる。
- 中統2年(1261) 諸路に学校官
至元6年(1269) 各路に設置される「提挙學校官」についての規定あり
至元13年 臨安の陥落
至元16年2月「浙東道提學司」と同年11月4日「浙東道提学」が最も早い例
→江南支配初期には、儒学提挙司は道だけでなく路にも設けられていた。
至元19年 路と道のうち道のみしようとする
至元21年 儒学提挙司を一時的に廃止、学校に関する事務を路府州司県に
至元24年 制度の整備、同年12月 浙東道儒学提挙司の開司
元貞元年5月(1295) 各行省単位に1つずつ設けることになる
- 21) 王恽『秋澗先生大全文集』巻82「中堂事記下」中統2年7月27日の条には、「中省既以院印授承旨公、因與恽議曰、前朝士人無幾、若比老使得霑一命儘有光矣。遂保奏廿餘人、擬爲隨路提舉學校官。是日有詔、照會、立翰林國史院。」とある。
- 22) 『廟學典禮』巻1「設提舉學校官」。『國朝名臣事略』巻12「内翰王文康公」には、「上可其奏、爲立十路提舉學校官。」とある。『元史』巻160「王鶚傳」では「十路」を「十道」とする。
- 23) 『元史』巻4「世祖本紀1」中統2年9月癸未の条に、「王鶚請於各路選委博學老儒一人、提舉本路學校。特詔立諸路提舉學校官、以王萬慶・敬鉉等三十人充之。」とある。
- 24) 注18を参照。
- 25) 提挙興元学校への就任後15年目にして儒学教授に推薦された王德興の例もある。また、注18より、官位は從6品に過ぎなかったことがわかる。
- 26) 紛らわしい官として大都提挙学校所もある。これ

- は、『元史』巻81「選舉志1」學校に、「國初、燕京始平、宣撫王楫請以金樞密院爲宣聖廟。太宗六年、設國子總教及提舉官、命貴臣子弟入學受業。……（世祖）及即位、賜以玉辮、俾永爲祭器。至元十三年、授提舉學校官六品印、遂改爲大都路學、署曰提舉學校所。二十四年、既遷都北城、立國子學于國城之東、迺以南城國子學爲大都路學、自提舉以下、設官有差。」とあるように、至元13年に大都路学が、地方路学とは区別されて大都路提舉學校所と改組したものである。同書巻90「百官志6」大都路都總管府、『國朝文類』巻19、馬祖常「大興府學孔子廟碑」（馬祖常『石田先生文集』巻10）を参照。
- 27) 注20と比較されたい。
- 28) 『廟學典禮』巻1「郡縣學院官職員數」には、「…近准江南浙西道提刑按察司牒、本道既有儒學提舉司衙門、其各路提學職事、委是不應設立、請照依鎮江路體例、將其餘路分提學職名一體革罷事。……」とあり、この案件は、浙西道宣慰司で議され、最終的に行省で認められた。
- 29) 杭州路提学の孫朝瑞は罷免されなかったが、それは、杭州路は生員が多く、また、彼が皇帝による任命だったためである。前注の史料を参照。
- 30) 『廟學典禮』巻2「差設學官學職」には、「昨來至元十七年設立各道儒學提舉司」と、同書巻3「儒戸照歸附初籍並葉提學續置儒籍抄戸」及び「儒戸照抄戸手收入籍」には、「却有十八年葉提學開立儒學衙門、置到〔造〕儒籍。」とあり、程鉅夫『程雪樓先生文集』巻22「故常州路儒學教授袁君墓誌銘」には、「而天下爲元至元十七年、江西始建儒學提舉司。」とある。
- 31) 『廟學典禮』巻1「郡縣學院官職員數」。
- 32) 『廟學典禮』巻1「革提舉司、令文資正官提調」及び、巻6「山長改教授及正録教諭格例」。
- 33) 孔洙が帯びる「浙東道學校事」は江南にいた孔子の子孫に名譽号を与えたに過ぎず、実は儒学提舉とは別のタイトルである。そして、同じ時期に正式な浙東道儒学提舉についていた人物田希亮がどうなったかはわからない。江東道については、『至順鎮江志』巻19「人材」仕進、土著の李浩の条。
- 34) 『元史』巻173「葉李傳」には、至元23年の記事の後に、「時各道儒司、悉以曠官罷。李因奏曰、臣欽觀先帝詔書、當創業時、軍務繁夥、尚招致土類。今陛下混一區宇、偃武修文、可不作養人才、以弘治道。各道儒學提舉及郡教授、實風化所係、不宜罷。請復立提舉司、專提調學官、課諸生、講明治道、而上其成才者於太學、以備録用。凡儒戸徭役、乞一切蠲免。可其奏。」とある。
- 35) 『程雪樓先生文集』巻5「奏議存稿」學校（『廟學典禮』巻2「程學士奏重學校」）。彼の意見が儒学提舉司の整備に意味を持ったことは、葉李がその整備を乞うた上奏の際に言及しているところから明らかである。
- 36) 江淮の11道とは、江北淮東・淮西江北・山南江北・浙東海右・江南浙西・江東建康・江西湖東・嶺北湖南・江南湖北・嶺南広西・福建広東の11道を指すのだろう。『元史』巻86「百官志2」によれば、至元14年に前8道が、15年に後3道が建てられた。その後、名称や範囲に改編はあったが、江淮といえれば11道という便宜的な言い方ができていたと思われる。
- 37) 郭2000（165-166ページ）は、浙東の趙崇霄を宋末以来の任官者と捉えており、その可能性は高いだろう。しかし、それを南宋に専任の提舉学事が設けられていた根拠の1つとするのは、穿ちすぎであろう。
- 38) 『元史』「葉李傳」には、「至元十四年、世祖命御史大夫相威行臺江南、且求遺逸、以李姓名上。初、李攻似道書、其末有「前年之師、適有天幸、克成厥勳」之語、世祖習聞之、每拊掌稱歎。及是、其姓名聞、世祖大悦、即授奉訓大夫・浙西道儒學提舉。」とある。
- 39) 儒戸の認定については、ひとまず蕭1978、太田1992を参照。
- 40) 江淮行省において実際に儒戸の徭役が免除されたのは、至元25年になってからのようである。姚燧『牧庵集』巻7「奎章閣記」を参照。
- 41) この至元24年閏2月辛未の条は本紀で初めて儒学提舉にふれる箇所である。
- 42) 儒学提舉司が中央に繋がる際の窓口は集賢院であり、その集賢院は一足早い至元22年に、文書を管理する翰林国史院から独立していた。ここにおい

- て、内は國子監、外は儒学提挙司が整備され、集賢院はそれらを統括する機関となったのである。
- 43) 『元史』には以下の記事が見られる。高麗 = 至元26年9月己卯の条(『高麗史』巻30「忠烈王世家3」己丑年9月の条)。遼陽 = 皇慶2年(1313)正月己未の条。四川 = 皇慶2年7月辛丑の条(復立)。雲南 = 延祐元年(1314)6月戊子の条。甘肅 = 延祐3年5月庚午の条。
- 44) 尚書省の設立と日を同じくすることも尚書省の積極評価という面から注目されるが、問題が多岐にわたるため、ここでは尚書省が江南に対して多面的なアプローチを行った可能性を指摘するにとどめたい。
- 45) この条に関しては、植松1980(52-53, 66-67ページ)にも言及される。以下『元典章』と略。
- 46) 4月付の咨文の内容のほとんどは、閏2月10日の奏上とそれに対する答えである。
- 47) 少々長くなるが、基本的な史料として、『元典章』の前半部分を引用する。「至元二十四年閏二月、尚書省奏、在先爲設學校の事。於二月十五日奏奉聖旨、你説の宜一般。這裏那田地裏、立太學、合讀甚麼書・合設學官并生員飲食分例・合立的規矩・外頭設立儒學提舉去處、寫出來、我行奏説。那時分、我回言語。這般聖旨有來。欽此。今與翰林院裏・集賢院裏有的衆老的每、一同商議定下項合行的事理。這般奏呵、那般者。麼道、欽此。都省、除外、據一項事理、移咨、依都省除外、據下項事理、移咨欽依聖旨事意施行。」なお、「一項」以下12字は衍字であろう。
- 48) 7條の内容を列記する。基本的に『元典章』に拠り、『廟學典禮』で補った部分は〔 〕で明示する。ただし、3件は聖旨を別々に引用した史料であり、引用の仕方に多少の出入りがある。そのため、書式の統一を図るために敢えて字句を加減したところもあり、底本に忠実な校正を試みたものではない。割り注は()。
- 〔一、國學。議得、監官四員、祭酒一員周正平、司業二員耶律伯強・硯伯固、監丞一員王嗣能(監察御史)。學官六員、博士二員……、助教四員……。監令史二名。學生(元議二百人、先設一百二十人)、蒙古五十人、諸色目・漢人五十人(十歳已上)、伴讀二十人(公選通文學人充、十五以上)。學舍、比及標撥官地興蓋以來、擬撥官房一所安置、創建房舍講堂五間……。生員飲膳、每人日支麪一斤、米一升……。生員各用紙笥筆墨、官爲應付。本學各用經史子集諸書、於官書內關。學産、比及別行措置以來、生員飲食並一切所需之物、官爲應付、候置訖學田、然後住支。〕
- 〔一、國子監隸集賢院。〕
- 〔一、文廟。議得、合行創建一所、先立學校、後蓋文廟、大都撥地與國學一同興蓋。〕
- 一、外道設立〔 學校〕儒學提舉司。議得、除迤北外、江淮等處十一道各立儒學提舉司〔 江淮路分隨各道按察司置司去處設立儒學提舉司〕。提舉正副各一員、提舉從五品、副提舉正七品。
- 一、外道學校生員成材者、申太學、茂異者、申集賢院〔 聞奏區用〕。議得、教官從翰林院選擬呈省、照會集賢院、外〔處〕生員成材者、申國子監、若有茂異者、提舉司申覆、集賢〔院〕聞奏、呈省區用。
- 一、儒戶免差事。議得、儒戶除迤北路分於〔至元〕十三年選試外、據迤南新附去處在籍儒戶、於內若有投充別項名〔 各〕色者、別無定奪。其餘籍內見有的儒戶、除納地稅・商稅外、其餘一切差役〔 雜泛差徭〕、並行蠲免。
- 一、瞻學子粒〔 糴子〕事。議得、江南學校瞻士田土、欽依至元二十三年二月内、都省奏准聖旨、與了秀才、除欽依外、乞從各道儒學提舉司點檢、毋令教授濫支。上下半年、免行供報行省・宣慰司・總管府。
- 49) 『元典章』巻9「吏部3」官制3、教官「選取教官」に「所謂超出時輩者即茂異之稱」とある。
- 50) 『元史』巻18「成宗本紀1」元貞元年5月庚辰の条、及び『廟學典禮』巻4「設立隨省儒學提舉司」。
- 51) 蒙古学の提挙學校官については、『元典章』巻31「禮部4」學校、蒙古學「蒙古學校」を参照。
- 52) 医学については、陳1993(164-165ページ)を参照。陰陽学も路ごとに設けられたようだが、医学ほどには普遍的でなかった。
- 53) 李2000(44-45ページ)。

参考文献

- 引用の際には、姓と出版年（ページ数）を以て略記する。
- 植松正「元代條畫考（4）」『香川大学教育学部研究報告』第1部第48号，1980年2月，47-79ページ。
- 太田彌一郎「元代の儒戸と儒籍」『東北大学東洋史論集』第5輯，1992年1月，166-191ページ。
- 郭声波『宋朝官方文化機構研究』天地出版社，2000年，163-169ページ。
- 櫻井智美「趙孟頫の活動とその背景」『東洋史研究』第56巻第4号，1998年3月，33-84ページ。
- 周愚文『宋代的州縣學』國立編譯館人文社會科學叢書，1996年，1-24ページ。
- 蕭啓慶「元代的儒戸：儒士地位演進史上的一章」『東方文化（Journal of Oriental Studies）』第16巻第1・2期，1978年，151-178ページ（のち，同『元代史新探』新文豐出版公司，1983年6月，1-58ページ所収）。
- 陳高華「元代的地方官学」『元史論叢』第5輯，1993年8月，160-189ページ。
- 宮紀子「程復心『四書章句』出版始末攷 大元ウルス治下における江南文人の保挙」『内陸アジア言語の研究』XVI，中央ユーラシア学研究会，2001年9月，71-122ページ。
- 森田憲司「『廟學典禮』成立考」『奈良史学』第10号，1992年12月，64-76ページ。
- 李治安『行省制度研究』南開大学出版社，2000年，41-45ページ。
- Lee, Thomas H. C., *Government Education and Examinations in Sung China*, Hong Kong: The Chinese University Press, 1985, pp. 118-119, 124. (中文版は，李弘祺『宋代官學教育與科舉』1994年，聯經出版事業公司，136-138ページ)
- Grimm, Tilemann, "Ming Education Intendants," in Hucher, Charles O. (ed.) *Chinese Government in Ming Times: Seven Studies*, New York: Columbia University Press, 1969, pp. 129-130.
- Grimm, Tilemann, "The Inauguration of T'i-chü hsüeh-shih ssu (Education Intendants) during the Northern Sung Dynasty," *Études Song, Serie 1 Histoire et Institutions*, Paris: Mouton & Co., 1976, pp. 259-274.

【付記】

本稿は，京都大学人文科学研究所の共同研究班「中国近世社会の秩序形成」における報告「元代江南出身者の任用をめぐって 儒学提挙の立場より」にもとづく。席上貴重なご意見・ご質問をいただいた諸氏に，改めてお礼申し上げたい。

(2001年10月11日受理)